



平成 26 年 1 月 6 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

コンビニエンスストアで後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料を納めていただくことができますようになります

平成 26 年 1 月から、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料をコンビニエンスストアで納めていただくことができますようになります。

コンビニ収納開始の理由と目的

一部の種目（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、水道料金、下水道使用料）では、既にコンビニ収納を開始していますが、これらの種目に加え①納付を行いやすい環境を整えて市民の方の納付の利便性を図る。②種目の種類によってコンビニ対応の可・不可という利用者の混乱を解消する。③収納率の向上への取り組みを図ることを目的として、今回の新システムの導入にあわせて上記の 3 種目について新たにコンビニ収納を開始することとなりました。

取り組み状況

東三河 5 市において、後期高齢者医療保険料については豊橋市に次いで 2 番目に、介護保険料については豊橋市、田原市に次いで 3 番目に、住宅使用料については田原市に次いで 2 番目に導入を行いました。

※注意点

平成 25 年 12 月以前にお渡しした納付書では、コンビニエンスストア専用のバーコードが記載されていないため、コンビニエンスストアでのご利用はできません。

また、1 月以降にお渡ししたものでも、コンビニエンスストア専用のバーコードが記載されていない納付書ではコンビニエンスストアでご利用できませんのでご注意ください。

もし、未対応となっている納付書をお持ちの方で、コンビニエンスストアでの納付を希望される場合は、各窓口までお問い合わせください。

【お問合せ先】

後期高齢者医療保険料・・・保険年金課	福祉医療係	89-2164	(原田)
介護保険料・・・介護高齢課	介護保険係	89-2173	(佐野)
住宅使用料・・・建築課	住宅係	89-2144	(柚原)